

大阪市告示第1750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月25日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画の変更に係る土地の区域

（5・4・10号桃ヶ池公園）

大阪市阿倍野区桃ヶ池町一丁目、桃ヶ池町二丁目及び長池町地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）